令和　8　年度　　介護保険サービス事業者自主点検表

【訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護】

事業所番号			
事業所の名称			
事業所の所在地	〒　　川越市		
電話番号		e-mail	
開設法人の名称			
開設法人の代表者名			
管理者名			
記入者名		記入年月日	

川越市福祉部指導監査課
電話番号：０４９－２２４－６２３７　　e-mail:shidokansa★city.kawagoe.lg.jp
（「@」部分を「★」と表示しています）

自主点検表記入要領

１　自主点検表の対象

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等運営指導マニュアル等を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

２　記入方法

(1) 毎年定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
(2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
(3) 点検結果については、実施後３年間の保管をお願いします。
(4) 「はい・いいえ」等の判定については、プルダウン方式により選択するか、手書き等により○で囲ってください。
(5) 判定について該当する項目がないときは、「該当なし」を選択又は記入してください。
(6) 介護予防訪問入浴介護の指定を受けている事業所は、第２も点検してください。

法令等（根拠法令の欄は、次を参照してください）

略　　称	名　　称
法	介護保険法（平成9年法律第123号）
施行規則	介護保険法施行規則（平成11年厚令36号）
平24条例46	川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日条例第46号）
平25規則34	川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月29日規則第34号）
平11厚令37	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）
平24条例47	川越市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日条例第47号）
平25規則35	川越市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月29日規則第35号）

略　　称	名　　称
平18厚労令35	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）
平11老企25	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月９日法律第124号）
平12厚告19	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）
平12老企36	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
平18厚労告127	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）
旧予防報酬留意事項	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）
平27厚労告94	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年３月23日厚生労働省告示第94号）
平27厚労告95	厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）
平27厚労告96	厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第96号）
士士法	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）
士士法施行規則	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年12月15日厚生省令第49号）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
第１－１　基本方針			
1 基本方針	（訪問入浴介護） 訪問入浴介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものとなっていますか。	はい・いいえ	平25規則34第38条 （平11厚令37第44条）
第１－２　人員に関する基準			
1 用語の定義	○　「常勤換算方法」 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とします）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が訪問介護員と訪問看護職員を兼務する場合、訪問介護員の勤務延時間数には、訪問介護員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」といいます。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」といいます。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」といいます。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とします。 ○　「常勤」 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とします）に達していることをいうものです。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいいます。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含みます。）であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、１の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。 また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」といいます。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」といいます。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」といいます。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限ります。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」といいます。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。		平11老企25第2・2(1) 平11老企25第2・2(3)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	○　「専ら従事する」「専ら提供に当たる」 　原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。		平11老企25第2・2(4)
	※　非常勤の従業者の休暇や出張（以下「休暇等」といいます。）の時間は、サービス提供に従事する時間とはいえないので、常勤換算する場合の勤務延時間数には含めません。		平成14年度報酬改定Q&A問1
	※　常勤の従業者の休暇等の期間についてはその期間が歴月で１月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものとして取り扱います。		平成14年度報酬改定Q&A問1
2 基本的事項（労働時間の管理）	従業員の労働時間（始業・終業時刻）は、次のいずれかの方法により適正に把握されていますか。 ①　使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録 ②　タイムカード、ＩＣカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録 ○　①、②によらず、自己申告制により労働時間を把握せざるを得ない場合は「労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」４（３）に定める措置を講じる必要があります。	はい・いいえ	労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成29年1月20日付け基発0120第3号）
	○　労働時間の記録（出勤簿、タイムカード等）は、５年間保存しなければなりません。		労働基準法第109条
3 従業者	(1)　事業所ごとに看護職員（看護師又は准看護師）を１人以上配置していますか。	はい・いいえ	平24条例46第15条第1項第1号（平11厚令37第45条第1項第1号）
	(2)　介護職員を２人以上配置していますか。	はい・いいえ	平24条例46第15条第1項第2号（平11厚令37第45条第1項第2号）
	(3)　看護職員、介護職員（訪問入浴介護従業者）のうち1人以上は常勤を配置していますか。	はい・いいえ	平24条例46第15条第1項第2号（平11厚令37第45条第1項第2号）
4 管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ○　ただし、次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。なお、管理者は、訪問入浴介護従業者である必要はありません。 ①　当該事業所の訪問入浴介護従業者としての職務に従事する場合 ②　同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該訪問入浴介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問いませんが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除きます。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定訪問介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられます。）	はい・いいえ	平24条例46第16条（平11厚令37第46条） 平11老企25第3・１・1(3)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
第１－３　設備に関する基準			
1　設備及び備品等	(1) 事業の運営を行うために必要な広さの専用の区画を設けていますか。 ○ 事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りをする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。 なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、訪問入浴介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。 ○ 専用の事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース及び浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペースを確保する必要があります。	はい・いいえ	平25規則34第39条第1項（平11厚令37第47条第1項） 準用（平11老企25第3・2・2(1)） 平11老企25第3・2・2(2)
	(2) サービスの提供に必要な浴槽等の設備及び備品が備えられていますか。 ○ 訪問入浴介護に必要な浴槽（身体の不自由な者が入浴するのに適したもの）、車両（浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの）等の設備及び備品等を確保する必要があります。 特に、手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮する必要があります。 ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、訪問入浴介護の事業及び当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。	はい・いいえ	平25規則34第39条第1項（平11厚令37第47条第1項） 平11老企25第3・2・2(3)
第１－４　運営に関する基準（訪問入浴介護）			
1 介護保険等関連情報の活用とＰＤＣＡサイクルの推進	法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 ※ 介護保険法第118 条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でＰＤＣＡサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものです。 ※ この場合において、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ：Long-term careInformation system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。	はい・いいえ	平25規則34第3条第4項 平12厚告19第3条第4項 準用（平11老企25第3・1・3(1)）
2 内容及び手続きの説明及び同意	サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 ○ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ① 運営規程の概要 ② 訪問入浴介護従業者の勤務体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ○ 同意は、利用者及び訪問入浴介護事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましいです。	はい・いいえ	平24条例46第18条（準用第6条） （平11厚令37第54条（準用第8条第1項）） 準用（平11老企25第3・1・3(2)）
3 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 ○ サービスの提供を拒むことのできる場合の正当な理由とは、次の場合です。 ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合	はい・いいえ	平24条例46第18条（準用第7条） （平11厚令37第54条（準用第9条））

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 ○ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはいけません。		準用（平11老企25第3・1・3(3)）
4 サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の訪問入浴介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則34第47条（準用第7条） （平11厚令37第54条（準用第10条））
5 受給資格等の確認	(1) サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	はい・いいえ	平25規則34第47条（準用第8条第1項） （平11厚令37第54条（準用第11条第1項））
	(2) 被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則34第47条（準用第8条第2項） （平11厚令37第54条（準用第11条第2項））
6 要介護認定の申請に係る援助	(1) サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則34第47条（準用第9条第1項） （平11厚令37第54条（準用第12条第1項））
	(2) 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則34第47条（準用第9条第2項） （平11厚令37第54条（準用第12条第2項））
7 心身の状況等の把握	サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	はい・いいえ	平25規則34第47条（準用第10条） （平11厚令37第54条（準用第13条））
8 居宅介護支援事業者等との連携	(1) サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「居宅介護支援事業者等」といいます。）との密接な連携に努めていますか。	はい・いいえ	平25規則34第47条（準用第11条第1項） （平11厚令37第54条（準用第14条第1項））
	(2) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はい・いいえ	平25規則34第47条（準用第11条第2項） （平11厚令37第54条（準用第14条第2項））
9 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	サービスの提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。また、居宅介護支援事業者の情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則34第47条（準用第12条） （平11厚令37第54条（準用第15条））
10 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	はい・いいえ	平25規則34第47条（準用第13条） （平11厚令37第54条（準用第16条））

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
11 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則34第47条（準用第14条）（平11厚令37第54条（準用第17条））
	○ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、訪問入浴介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。		準用（平11老企25第3・1・3(8)）
	○ 利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。		
12 身分を証する書類の携帯	訪問入浴介護従業者に身分を証する書類（身分を明らかにする証書や名札等）を携帯させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。	はい・いいえ	平25規則34第47条（準用第15条）（平11厚令37第54条（準用第18条））
	○ 証書等には、当該訪問入浴介護事業所の名称、当該訪問入浴介護従業者の氏名を記載するものとし、当該訪問入浴介護従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。		準用（平11老企25第3・1・3(9)）
13 サービスの提供の記録	(1) サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。	はい・いいえ	平25規則34第47条（準用第16条第1項）（平11厚令37第54条（準用第19条第1項））
	○ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするために、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。		
	○ 記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。 ① 訪問入浴介護の提供日 ② サービスの内容 ③ 保険給付の額 ④ その他必要な事項		準用（平11老企25第3・1・3(10)①）
	(2) サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記載するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法（例:利用者の用意する手帳等に記載するなど）により、その情報を利用者に対して提供していますか。	はい・いいえ	平25規則34第47条（準用第16条第2項）（平11厚令37第54条（準用第19条第2項））
	○ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は2年間保存しなければなりません。		準用（平11老企25第3・1・3(10)②）
14 利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。	はい・いいえ	平25規則34第40条第1項（平11厚令37第48条第1項）
	○ 法定代理受領サービスとして提供されるサービスについての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法の規定により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものです。		準用（平11老企25第3・1・3(10)①）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	(2) 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則34第40条第2項（平11厚令37第48条第2項）
	○ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでないサービスを提供した際に、その利用者から受ける利用料の額と、法定代理受領サービスであるサービスに係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはいけません。 ○ なお、そもそも介護保険給付の対象となる訪問入浴介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 ① 利用者に、当該事業が訪問入浴介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 ② 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、訪問入浴介護事業所の運営規程とは別に定められていること。 ③ 会計が訪問入浴介護の事業の会計と区分されていること。		準用（平11老企25第3・1・3(11)②）
	(3) (1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 ① 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費 ② 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用 ○ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。	はい・いいえ・該当なし	平25規則34第40条第3項（平11厚令37第48条第3項） 平11老企25第3・2・3(1)②
	(4) (3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則34第40条第4項（平11厚令37第48条第4項）
	(5) サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。	はい・いいえ	法第41条第8項
	(6) (5)の領収証には当該サービスに係る費用及びその他の費用の額について、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 ○ 医療控除の対象となる利用者（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護をあわせて利用している者）の領収証には、医療費控除の額及び居宅介護支援事業者の名称を記載してください（「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」平成12年6月1日老発第509号を参照）。	はい・いいえ・該当なし	施行規則第65条
15 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則34第47条（準用第18条）（平11厚令37第54条（準用第21条））
16 指定訪問入浴介護の基本取扱方針	(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて適切にサービスを提供していますか。	はい・いいえ	平25規則34第41条第1項（平11厚令37第49条第1項）
	(2) 自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい・いいえ	平25規則34第41条第2項（平11厚令37第49条第2項）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
17 指定訪問入浴介護の具体的取扱方針	(1) サービスの提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供していますか。	はい・いいえ	平25規則34第42条第1号（平11厚令37第50条第1号）
	○ 利用者の心身の状況により、訪問時に全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により「清拭」又は「部分浴（洗髪、陰部、足部等）」を実施するなど、適切なサービスを提供してください。		平11老企25第3・2・3(2)①
	(2) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等（入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点などを含みます。）について理解しやすいように説明を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則34第42条第2号（平11厚令37第50条第2号） 平11老企25第3・2・3(2)②
	(3) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」といいます。）を行っていませんか。	はい・いいえ	平24条例46第17条第1項（平11厚令37第50条第3号）
	(4) 上記（3）の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はい・いいえ・該当なし	平24条例46第17条第2項（平11厚令37第50条第4号）
	○ 訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。 　また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。 　なお、居宅基準第53条の３第２項の規定に基づき、当該記録は、２年間保存してください。		平11老企25第3・2・3(2)③
	(5) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則34第42条第3号（平11厚令37第50条第5号）
	○ 常に新しい技術を習得する等の研鑽を行ってください。		
	(6) 1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者としていますか。	はい・いいえ	平24条例46第17条第3項（平11厚令37第50条第6号）
	○ ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障が生じるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができます。		
	○ 「サービス提供の責任者」については、入浴介護に関する知識や技術を有した者であって、衛生管理や入浴サービスの提供に当たって他の従業者に対し、作業手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービスの提供を受けられるように配慮してください。		平11老企25第3・2・3(2)④
	○ 「主治の医師の意見の確認」については、利用者又は利用者の承諾を得て当該事業者が、利用者の主治医に確認することとし、併せて、次に確認すべき時期についても確認してください。		平11老企25第3・2・3(2)④
	(7) 訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品についてはサービスの提供ごとに消毒していますか。	はい・いいえ	平25規則34第42条第4号（平11厚令37第50条第7号）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	○　「サービスの提供に用いる設備・器具その他の用品」の安全衛生については、次の点に留意してください。 ①　浴槽など利用者の身体に直に接触する設備・器具類は、利用者1人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行うこと。また、保管に当たっても、清潔保持に留意すること。 ②　皮膚に直に接するタオル等については、利用者1人ごとに取り替えるか、個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用すること。 ③　消毒方法等についてはマニュアルを作成するなど、当該従業者に周知させること。		平11老企25第3・2・3(2)⑤
18 介護職員等による喀痰吸引等について	(1)　介護職員等がたんの吸引等を実施していますか。 （以下「はい」の場合のみ点検してください。）	はい・いいえ・該当なし	士士法第48条の2、48条の3、48条の5、附則第3条、第4条第2項 士士法施行規則第26条の2、第26条の3、附則第4条、第5条
	(2)　介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従事者」として認定された者に行わせていますか。	はい・いいえ・該当なし	平成23年6月22日老発第0622第１「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布について」第6・2・1
	(3)　認定特定行為従事者は何人いますか。 ○　社会福祉士法及び介護福祉士法施行規則第１条各号に規定する口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者であってはなりません。	⇒　　人	平11老企25第3・1・3(20)②
	(4)　認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。	はい・いいえ・該当なし	
	(5)　登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか。 ⇒　登録している行為に○をしてください。 （たん吸引） 　　口腔内　　鼻腔内　　気管カニューレ内 （経管栄養） 　　胃ろう又は腸ろう　　経鼻経管栄養	はい・いいえ・該当なし	
	(6)　たん吸引等の業務について、次のとおり実施していますか。 ①　介護職員が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けている。 ②　対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成している。 ③　対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ている。 ④　実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っている。 ⑤　たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催している。 ⑥　たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしている。	はい・いいえ・該当なし	
19 利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ①　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。	はい・いいえ・該当なし	平25規則34第47条（準用第22条）（平11厚令37第54条（準用第26条））

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	② 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。		
20 緊急時等の対応	従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則34第43条（平11厚令37第51条）
	○ 協力医療機関については、次の点に留意してください。 ① 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。 ② 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。		平11老企25第3・2・3(3)
21 管理者の責務	(1) 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行っていますか。	はい・いいえ	平25規則34第44条第1項（平11厚令37第52条第1項）
	(2) 管理者は、当該事業所の従業者に「指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準」第3章第4節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則34第44条第2項（平11厚令37第52条第2項）
22 運営規程	事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑦ 緊急時等における対応方法 ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨ その他運営に関する重要事項	はい・いいえ	平25規則34第45条（平11厚令37第53条）
	○ ②の「従業員の職種、員数及び職務の内容」について、従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、居宅基準（準用第5条）において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。（居宅基準（準用第8条）に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とします。）		準用（平11老企25第3・1・3(19)①）
	○ ④の「利用料」としては、法定代理受領サービスである訪問入浴介護に係る利用料（1割、2割又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない訪問入浴介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問入浴介護を行う際の交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。		
	○ ⑤の「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。		
	○ ⑥の「サービス利用に当たっての留意事項」とは、利用者が当該サービスの提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項（入浴前の食事の摂取に関すること等）を指します。		
	○ ⑧の「虐待の防止のための措置に関する事項」については、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容としてください。		準用（平11老企25第3・1・3(19)⑤）
23 勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めていますか。	はい・いいえ	平25規則34第45条の2（平11厚令37第53条の2）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	○ 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。		平11老企25第3・2・3(6)①
	(2) 当該事業所の訪問入浴介護従業者によってサービス提供をしていますか。	はい・いいえ	平25規則34第45条の2第2項（平11厚令37第53条の2第2項）
	○ 当該事業所の訪問入浴介護従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問入浴従業者を指します。		平11老企25第3・2・3(6)②
	(3) 訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。	はい・いいえ	平25規則34第45条の2第3項（平11厚令37第53条の2第3項）
	○ この場合において、訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除きます。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。		
	○ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。 また、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものです。 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。		平11老企25第3・2・3(6)③
	(4) 適切な訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	平25規則34第45条の2第4項（平11厚令37第53条の2第3項）
	※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」といいます。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ規定したものです。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。 イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」といいます。）において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。		準用（平11老企25第3・1・3(21)④）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	a　事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b　相談（苦情を含みます。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 ロ　事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イの必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。 （https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html） 加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業者が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれからの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましいです。		
24 業務継続計画の策定	(1)　業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 ○　「業務継続計画」 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画です。	はい・いいえ	平24条例46第8条の2第1項
	(2)　業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 研修実施日：年　月　日 訓練実施日：年　月　日 周知方法：	はい・いいえ	平24条例46第8条の2第2項
	(3)　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をしていますか。	はい・いいえ	平24条例46第8条の2第3項
	※　感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定訪問入浴介護の提供を受けられるよう、指定訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」といいます。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、訪問入浴介護従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第30条の2に基づき事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。		平11老企25第3・2・3(7)①

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。		
	業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。 イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等 b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携		平11老企25第3・2・3(7)②
	研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとしてください。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。		平11老企25第3・2・3(7)③
	訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。		平11老企25第3・2・3(7)④
25 衛生管理等	(1) 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則34第47条（準用第28条第1項）（平11厚令37第54条（準用第31条第1項））
	(2) 事業所の訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。	はい・いいえ	平25規則34第47条（準用第28条第2項）（平11厚令37第54条（準用第31条第2項））
	(3) 従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、使い捨て手袋等の感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じていますか。 ○ 手洗所等の従業者共用のタオルは、感染源として感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。	はい・いいえ	準用（平11老企25第3・1・3(23)）
26 感染症の予防及びまん延の防止のための措置	(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知していますか。	はい・いいえ	平24条例46第8条の3第1号

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	○　委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができます。 委員会開催日：年　月　日／年　月　日 周知方法：		
	(2)　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。	はい・いいえ	平24条例46第8条の3第2号
	(3)　事業所において、従業者等に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。 研修実施日：年　月　日 訓練実施日：年　月　日	はい・いいえ	平24条例46第8条の3第3号
	※　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとしてください。各事項について、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 イ　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（「感染対策委員会」といいます。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（「感染対策担当者」といいます。）を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 ロ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市介護保険課等の関係機関との連携、報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。 ハ　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練		平11老企25第3・2・3(8)②

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	従業者等に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとしてください。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。		
27 掲示等	(1) 事業所の見やすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	はい・いいえ	平25規則34第47条（準用第29条第1項）（平11厚令37第54条（準用第32条）） 平25規則34第47条（準用第29条第2項）
	○ 運営規程の概要、訪問入浴介護従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものです。 ○ 重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に閲覧させることで、掲示に変えることができます。		
	(2) 原則として、重要事項をウェブサイトに掲載していますか。	はい・いいえ	平25規則34第47条（準用第29条第3項）
	○ 訪問入浴介護事業所は、原則として、重要事項を当該事業者のウェブサイトに掲載することと規定されていますが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。 ※ 重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、次に掲げる点に留意する必要があります。 イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことです。 ロ 担当職員の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、担当職員の氏名まで掲示することを求めるものではありません。 ハ 介護保険法施行規則第140条の44各号に掲げる基準に該当する指定訪問介護事業所については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、基準省令第32条第３項の規定によるウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいです。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、同条第１項の規定による掲示は行う必要がありますが、これを同条第２項や居宅基準第217条第１項の規定に基づく措置に代えることができます。		準用（平11老企25第3・1・3(24)）
28 秘密保持	(1) 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 ○ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。	はい・いいえ	平24条例46第18条（準用第9条第1項）（平11厚令37第54条（準用第33条第1項））

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ○ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。	はい・いいえ	平24条例46第18条（準用第9条第2項） （平11厚令37第54条（準用第33条第2項）） 準用（平11老企25第3・1・3(25)②）
	(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ○ この同意については、サービス提供開始時に利用者及びその家族の代表から包括的に同意を得ることで足りるものです。	はい・いいえ	平24条例46第18条（準用第9条第3項） （平11厚令37第54条（準用第33条第3項）） 準用（平11老企25第3・1・3(25)③）
	(4) 「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」、「個人情報に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日個人情報保護委員会・厚生労働省）」（以下「ガイダンス」といいます。）に基づき、入所者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 ⇒ 貴事業所が実施する個人情報保護に関する取組について記入してください。	はい・いいえ	個人情報保護法 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス

安全管理措置	□ 規定の整備 規定の名称： □ 組織体制の整備 □ 研修の実施 □ その他 （ ）
第三者提供に係る記録の方法	□ その都度記録を作成 □ 一括して記録を作成 □ その他 （ ）
苦情対応窓口の有無	□ 有 （部署名： ） □ 無

○ 「個人情報の保護に関する法律」の概要

① 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと（法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等を除きます。）

② 個人情報は適正な手段により取得し、あらかじめその利用目的を明示している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知又は公表すること。なお、要配慮個人情報については、事前に本人の同意を得ること

③ 個人データについては、正確・最新の内容に保つように努め、漏えい、滅失又はき損の防止等安全管理措置を講じるとともに、従業者及び委託先を監督すること（安全管理措置の取組例については「ガイダンスⅢ４（２）」を参照）

④ 第三者に個人データの提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得た上で行い、提供年月日、本人から同意を得ている旨、当該第三者の氏名又は名称等、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること

また、第三者から個人データの提供を受ける場合は、当該第三者の氏名及び住所等、当該第三者による個人データ取得の経緯について確認した上で受領し、当該確認した情報、個人データ受領年月日、同意を得ている旨、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること（保存期間は個人データの作成方法による。最長３年）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	⑤ 保有個人データについては、当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、利用目的等について、本人の知り得る状態に置き、本人が利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用停止等を求めたときは、適切に対応すること ⑥ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること ○ 改正個人情報保護法（H29.5.30施行）では、5,000件以下の個人情報取扱事業者も対象となりました。 ○ 用語の定義 ・ 個人情報 生存する個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるもの又は個人識別符号（DNA、指紋、マイナンバー、被保険者証の記号・番号等）が含まれるもの ・ 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報 ・ 要配慮個人情報 本人の人権、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪被害者となった事実、診療録等の診療記録、健康診断の結果、障害、その他本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報 ○ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。		
29 広告	事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていませんか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則34第47条（準用第30条） （平11厚令37第54条（準用第34条）） 準用（平11老企25第3・1・3(28)①）
30 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。（していないなら「はい」）	はい・いいえ	平25規則34第47条（準用第31条） （平11厚令37第54条（準用第35条））
31 苦情処理	(1) サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じていますか。 ○ 「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。 ① 苦情を受け付けるための窓口を設置する。 ② 「相談窓口」、「苦情処理の体制」及び「手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要」について明らかにする。 ③ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。 ④ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載する。 ※ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは「27 掲示等」に準じます。	はい・いいえ・該当なし	平25規則34第47条（準用第32条第1項） （平11厚令37第54条準用第36条第1項） 準用（平11老企25第3・1・3(28)①）
	(2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。 ○ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 ○ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 ○ 苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければなりません。	はい・いいえ・該当なし	平25規則34第47条（準用第32条第2項） （平11厚令37第54条準用第36条第2項） 準用（平11老企25第3・1・3(28)②）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	(3) 市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則34第47条（準用第32条第3項）（平11厚令37第54条（準用第36条第3項））
	(4) 市町村からの求めがあった場合には、(3) の改善の内容を市町村に報告していますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則34第47条（準用第32条第4項）（平11厚令37第54条（準用第36条第4項））
	(5) 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則34第47条（準用第32条第5項）（平11厚令37第54条（準用第36条第5項））
	(6) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を報告していますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則34第47条（準用第32条第6項）（平11厚令37第54条（準用第36条第6項））
32 地域との連携等	(1) 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則34第47条（準用第33条）（平11厚令37第54条（準用第36条の2））
	○ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。 ○ 「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。		準用（平11老企25第3・1・3(29)①）
	(2) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問入浴介護の提供を行うよう努めていますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則34第47条（準用第33条第2項）
	※ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する訪問入浴介護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に訪問入浴介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、基準第9条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものです。		準用（平11老企25第3・1・3(29)②）
33 事故発生時の対応	(1) サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ・該当なし	平24条例46第18条（準用第10条第1項）（平11厚令37第54条（準用第37条第1項））
	○ 事故が発生した場合の対応方法について事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。		準用（平11老企25第3・1・3(30)①）
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	はい・いいえ・該当なし	平24条例46第18条（準用第10条第2項）（平11厚令37第54条（準用第37条第2項））
	○ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。		準用（平11老企25第3・1・3(30)）
	○ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければなりません。		
	(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	平24条例46第18条（準用第10条第3項）（平11厚令37第54条（準用第37条第3項））
	○ 賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。		準用（平11老企25第3・1・3(30)②）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	はい・いいえ・該当なし	準用（平11老企25第3・1・3(30)③）
34 虐待の防止	(1) 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。	はい・いいえ	高齢者虐待防止法第5条
	○ 「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいいます。 ① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ③ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ④ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 ⑤ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。		高齢者虐待防止法第2条4項
	(2) 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。	はい・いいえ	高齢者虐待防止法第20条
	(3) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問入浴介護従事者に周知徹底を図っていますか。	はい・いいえ	平24条例46第18条（準用第10条の2第1号）
	○ 委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができます。 委員会開催日：年　月　日 周知方法：		
	(4) 事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。	はい・いいえ	準用第10条の2第2号
	(5) 事業所において、訪問入浴介護従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。	はい・いいえ	準用第10条の2第3号
	研修実施日：年　月　日		
	(6) (3)から(5)までの措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。	はい・いいえ	準用第10条の2第4号
	担当者名：		
	※ 次に掲げる観点から事業所における虐待の防止に関する措置を講じてください。 ・虐待の未然防止 訪問入浴介護事業者は、高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、基本方針に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。		準用（平11老企25第3・1・3(31)）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	・虐待等の早期発見 事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切に対応してください。 ・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。 ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」といいます。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。 なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものでありますが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。 また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。 イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ　虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ　従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト　前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること ② 虐待の防止のための指針 事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。 イ　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	ニ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ　成年後見制度の利用支援に関する事項 ト　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内職員研修での研修で差し支えありません。 ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者 事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。 なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。 (※)身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましいです。）、感染対策担当者（看護師が望ましいです。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者		
35 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 ○　具体的な会計処理の方法等については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ①　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号） ②　「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成24年3月10日老計第8号） ③　「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成24年3月29日老高発第0329第1号）	はい・いいえ	平25規則34第47条（準用第34条） （平11厚令37第54条（準用第38条）） 準用（平11老企25第3・1・3(32)）
36 記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	はい・いいえ	平25規則34第46条第1項 （平11厚令37第53条の3第1項）
	(2) 利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ①　基準第19条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	はい・いいえ	平25規則34第46条第2項 （平11厚令37第53条の3第2項）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	② 基準第50条第４号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ③ 基準第26条の規定による市町村への通知に係る記録 ④ 基準第36条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑤ 基準第37条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ※ なお、「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。		準用（平11老企25第3・1・3(33)）
37 電磁的記録等	(1) 電磁的方法により、作成、保存を行っている書面がありますか。 ○ 作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及び規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいいます。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（被保険者証の関係及び(2)に規定するものを除きます。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができます。 (2) 電磁的方法により、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するものを行う際は、相手方の承諾を得ていますか。 ○ 交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」といいます。）のうち、条例及び規則の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいいます。）によることができます。	はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし	平25規則34第232条第1項 平12老企36第2・1(9) 平25規則34第232条第2項
第２－１　基本方針（介護予防訪問入浴介護）			
基本方針	介護予防訪問入浴介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	はい・いいえ・該当なし	平24条例47第11条の2（平18厚労令35第46条）
第２－２　人員に関する基準（介護予防訪問入浴介護）			
人員基準	介護予防訪問入浴介護事業者が訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問入浴介護の事業と訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、訪問入浴介護事業における看護職の基準を満たすことをもって、介護予防訪問入浴介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。		平24条例47第12条第3項（平18厚労令35第47条第3項）
第２－３　設備に関する基準（介護予防訪問入浴介護）			
設備基準	介護予防訪問入浴介護事業者が訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問入浴介護の事業と訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、訪問入浴介護事業における設備及び備品等の基準を満たすことをもって、介護予防訪問入浴介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。		平25規則35第19条第2項（平18厚労令35第49条第2項）
第２－４　運営に関する基準（介護予防訪問入浴介護）			
１介護予防サービス費の支給を受けるための援助	利用申込者が介護保険法施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明していますか。 また、介護予防支援事業者に関する情報を提供すること等その他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則35第26条（平18厚労令35第49条の9）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
2 介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針	(1) 介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	はい・いいえ・該当なし	平24条例47第17条の3第1項（平18厚労令35第56条第1項）
	(2) 自らがその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい・いいえ・該当なし	平24条例47第17条の3第2項（平18厚労令35第56条第2項）
	(3) サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	はい・いいえ・該当なし	平24条例47第17条の3第3項（平18厚労令35第56条第3項）
	(4) 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービス提供を行わないよう配慮していますか。	はい・いいえ・該当なし	平24条例47第17条の3第4項（平18厚労令35第56条第4項）
3 介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針	(1) サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則35第47条第1号（平18厚労令35第57条第1号）
	(2) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則35第47条第2号（平18厚労令35第57条第2号）
	(3) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」といいます。)を行っていませんか。	はい・いいえ・該当なし	平24条例47第18条第1号（平18厚労令35第57条第3号）
	(4) 上記（3）の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はい・いいえ・該当なし	平24条例47第18条第2号（平18厚労令35第57条第4号）
	(5) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供を行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則35第47条第3号（平18厚労令35第57条第5号）
	(6) サービスの提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員1人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービス提供の責任者としていますか。 ○ ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができます。	はい・いいえ・該当なし	平24条例47第18条第3号（平18厚労令35第57条第6号）
	(7) サービスの提供に当たっては、サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用していますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則35第47条第4号（平18厚労令35第57条第7号）
3 その他運営基準	その他運営基準は、訪問入浴介護事業の運営基準と同様です。		
第３　変更の届出等			
1 変更の届出等	事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内にその旨を市長（市介護保険課）に届け出ていますか。	はい・いいえ・該当なし	法第75条第1項
	① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名		施行規則第131条第1項第2号

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	③ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定訪問入浴介護事業に関するものに限ります。） ④ 事業所の平面図並びに設備及び備品の概要 ⑤ 利用者の推定数 ⑥ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所 ⑦ 運営規程 ⑧ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 ※ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を市長（市福祉部介護保険課）に届け出てください。		法第75条第2項
第４　その他			
1 介護サービス情報の公開	(1) 指定情報公表センターへ年１回、基本情報と運営情報を報告するとともに、見直しを行っていますか。 ※ 新規事業所は基本情報のみ報告し、既存事業所は基本情報と運営情報を報告します。 ※ 原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超えるサービスが対象となります。	はい・いいえ・該当なし	法第115条の35第1項 施行規則第140条の43、44、45
2 業務管理体制の整備	(1) 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。 届出年月日 届出先 法令順守責任者 （届出先） ① 指定事業所が３以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者・・・厚生労働大臣 ② 指定事業所が２以上の都道府県に所在し、かつ、２以下の地方厚生局に所在する事業者・・・主たる事務所の所在地の都道府県知事 ③ すべての指定事業所が１の都道府県に所在する事業者・・・都道府県知事 ④ すべての指定事業所が１の指定都市の区域に所在する事業者・・・指定都市の長 ⑤ 地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が川越市に所在する事業者・・・川越市長（市福祉部介護保険課） ※ 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者は、「地方厚生局の管轄区域」を参照し、事業所等がいくつの地方厚生局管轄区域に所在しているか確認してください。 ※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容は次のとおりです。 ア 事業所数20未満 ・ 整備届出事項：法令遵守責任者 ・ 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 イ 事業所数20以上100未満 ・ 整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程 ・ 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要	はい・いいえ	施行規則第140条の39、40

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	ウ 事業所数100以上 ・ 整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施 ・ 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要		
	(2) 業務管理体制（法令等遵守）についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。	はい・いいえ	
	(3) 業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。	はい・いいえ	
	※ 行っている具体的な取組（例）に〇をつけてください。 介護報酬の請求等のチェックを実施 内部通報、事故報告に対応している 業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している その他（ ）		
	(4) 業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。	はい・いいえ	

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
第５　介護給付費の算定及び取扱い			
1 基本的事項	(1) 費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表　２訪問入浴介護費」（介護予防訪問入浴介護においては、平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表　１介護予防訪問入浴介護費」）により算定していますか。	はい・いいえ	平12厚告19第1号
	(2) 費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	はい・いいえ	平12厚告19第2号
	(3) (1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。	はい・いいえ	平12厚告19第3号
2-1 訪問入浴介護費の算定	看護職員1人及び介護職員2人が訪問入浴介護を行った場合に算定していますか。	はい・いいえ	平12厚告19別表2イ注1
（訪問入浴介護）	※ 人員の算定上、看護職員を介護職員として数えることができます。例えば派遣する3人の職員のうち2人が看護職員であっても差し支えありません。		平12老企36第2・3(1)
2-2 介護予防訪問入浴介護費の算定	看護職員1人及び介護職員1人が介護予防訪問入浴介護を行った場合に算定していますか。	はい・いいえ	平18厚労告127別表1イ注1
（介護予防訪問入浴介護）	※ 人員の算定上、看護職員を介護職員として数えることができます。例えば派遣する職員2人が看護職員であっても差し支えありません。		旧予防報酬留意事項別紙1第2・2(1)
3 高齢者虐待防止措置未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告19別表2のイ注2
	○ 別に厚生労働大臣が定める基準 指定居宅サービス等基準第54条において準用する指定居宅サービス等基準第37条の2に規定する基準に適合していること。		平27厚労告95第4の4号
	※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、指定居宅サービス基準第37条の２（指定居宅サービス等基準第39条の３において準用する場合を含みます。）に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算するものです。 具体的には、①高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、②高齢者虐待防止のための指針を整備していない、③高齢者虐待防止のための年１回以上の研修を実施していない、④高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。		平12老企36第2・3(2)
4 業務継続計画未策定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告19別表1のイ注3
	○ 別に厚生労働大臣が定める基準 指定居宅サービス等基準第54条において準用する指定居宅サービス等基準第30条の2第1項に規定する基準に適合していること。		平27厚労告95第4の5号
	※ 業務継続計画未策定減算については、指定居宅サービス等基準第30条の２第１項（指定居宅サービス等基準第39条の３において準用する場合を含みます。）に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することなります。		平12老企36第2・3(3)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
5-1 介護職員３人で訪問入浴介護を行った場合 （訪問入浴介護）	入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、事業所の介護職員３人が訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定していますか。 ※ 利用者の身体の状況等に支障がない場合であって、サービスの提供に当たる3人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定します。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告19別表2イ注4 平12老企36第2・3(4)
5-2 介護職員２人で介護予防訪問入浴介護を行った場合 （介護予防訪問入浴介護）	入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、事業所の介護職員２人が介護予防訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定していますか。 ※ 利用者の身体の状況等に支障がない場合であって、サービスの提供に当たる2人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定します。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告127別表1イ注4 旧予防報酬留意事項別紙1第2・2(4)
6 清拭・部分浴	訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により、清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいいます。）を実施したときは、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。 ※ 利用者の心身の状況により入浴を見合わせた場合の取扱い 実際に入浴を行った場合に算定の対象となり、入浴を見合わせた場合には算定できません。ただし、利用者の希望により清拭、部分浴を実施した場合には、所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数を算定できます。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告19別表2イ注5 平12老企36第2・3(5)
7 訪問入浴介護事業所と同一の建物に居住する利用者に対する取扱い	(1) 指定訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは同一の建物（「同一敷地内建物等」といいます。）に居住する利用者又は指定訪問入浴介護事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除きます）に居住する利用者に対して、指定訪問入浴介護を行った場合は、１回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。 ※ １月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除きます。 ※ 「同一敷地内建物等」とは、当該指定訪問入浴介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定訪問入浴介護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含みます）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものです。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の１階部分に指定訪問入浴介護事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものです。 ※ 同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除きます）の定義 ① 「当該指定訪問入浴介護事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、「同一敷地内建物等」に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定訪問入浴介護事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではありません。 ② この場合の利用者数は、１月間（暦月）の利用者数の平均を用います。この場合、１月間の利用者の数の平均は、当該月における１日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとします。また、当該指定訪問入浴介護事業所が、指定介護予防訪問入浴介護と一体的な運営をしている場合、指定介護予防訪問入浴介護の利用者を含めて計算してください。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告19別表2イ注6 平12老企36第2・3(6)（準用第2・2(16)）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	※ 当該減算は、指定訪問入浴介護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意してください。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではありません。 （同一敷地内建物等に該当しないものの例） ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合 ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合 ※ 同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定訪問入浴介護事業所の指定訪問入浴介護事業者と異なる場合であっても該当するものです。		
	(2) 指定訪問入浴介護事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問入浴介護を行った場合は、１回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告19別表2イ注6
	※ 同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義 ① 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定訪問入浴介護事業所の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものです。 ② この場合の利用者数は、１月間（暦月）の利用者数の平均を用います。この場合、１月間の利用者の数の平均は、当該月における１日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとします。		平12老企36第2・3(6)（準用第2・2(16)）
8-1 訪問入浴介護のサービス種類相互の算定関係 （訪問入浴介護）	利用者が、短期入所生活介護、短期入所療養介護もしくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護もしくは複合型サービスを受けている間は、訪問入浴介護費を算定していませんか。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告19別表2イ注10
8-2 介護予防訪問入浴介護のサービス種類相互の算定関係 （介護予防訪問入浴介護）	利用者が、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護もしくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問入浴介護費を算定していませんか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告127別表1イ注10
9 初回加算	新規利用者の居宅を訪問し、指定訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の指定訪問入浴介護を行った場合は、１月につき200単位を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告19別表2ロ
	※ 初回加算について ① 訪問入浴介護事業所において、初回の訪問入浴介護を行う前に、当該事業所の職員が利用者の居宅を訪問し、浴槽の設置場所や給排水の方法の確認等を行った場合に算定が可能です。 ② 当該加算は、初回の訪問入浴介護を行った日の属する月に算定してください。		平12老企36第2・3(9)
10 認知症専門ケア加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し届出を行った訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。	はい・いいえ・該当なし （加算の種類） Ⅰ・Ⅱ	平12厚告19別表2ハ
	※ 電子情報処理組織を使用する方法とは、厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含みます。以下同じ。)と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの(やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とします。)を言います。 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)　3 単位 (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)　4 単位 ○ 別に厚生労働大臣が定める基準について イ　認知症専門ケア加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 事業所における利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（以下この号において「対象者」といいます。）の占める割合が２分の１以上であること。 (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 (3) 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 ロ　認知症専門ケア加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(2)及び(3)の基準のいずれにも適合すること。 (2) 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の20以上であること。 (3) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 (4) 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。 ○ 別に厚生労働大臣が定める利用者について イ　認知症専門ケア加算（Ⅰ）を算定すべき利用者 周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者 ロ　認知症専門ケア加算（Ⅱ）を算定すべき利用者 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 ※ 認知症専門ケア加算について ① 「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指し、また、「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指すものとします。なお、認知症高齢者の日常生活自立度の確認に当たっては、例えばサービス担当者会議等において介護支援専門員から情報を把握する等の方法が考えられます。 ② 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の割合が２分の１以上、又は、Ⅲ以上の割合が100分の20の算定方法は、算定日が属する月の前３月間うち、いずれかの月の利用者実人員数又は利用延人員数の平均で算定してください。また、届出を行った月以降においても、直近３月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ又はⅢ以上の割合につき、いずれかの		平27厚労告95第3号の4 平27厚労告94第3号の3 平12老企36第2・3(10)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	月で所定の割合以上であることが必要です。なお、その割合については、毎月記録するものとし、直近３月間のいずれも所定の割合を下回った場合については、直ちに加算等が算定されなくなった旨の届出を提出しなければなりません。 ③ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年３月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年３月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとします。 ④ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」の実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。 また、「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ⑤ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとします。		
11 看取り連携体制加算	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り期におけるサービス提供を行った場合は、看取り連携体制加算として、死亡日及び死亡日以前30日以下について１回につき64単位を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告19別表2ニ
	○ 別に厚生労働大臣が定める施設基準 イ 病院、診療所又は訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準第60条第１項第１号に規定する訪問看護ステーションをいいます。以下同じ。）との連携により、利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて当該病院、診療所又は訪問看護ステーションにより訪問看護等が提供されるよう、訪問入浴介護（指定居宅サービス等基準第44条に規定する訪問入浴介護をいいます。）を行う日時を当該病院、診療所又は訪問看護ステーションと調整していること。 ロ 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。 ハ 看取りに関する職員研修を行っていること。		平27厚労告96　2号の2
	○ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者 次に掲げる基準のいずれにも適合する利用者 イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ロ 看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含みます。）であること。		平27厚労告94　3号の4
	※ 看取り連携連絡加算について ① 看取り連携体制加算は、事業所の看取り期の利用者に対するサービスを提供する体制をＰＤＣＡサイクルにより構築かつ強化していくこととし、利用者等告示第３号の４に定める基準に適合する利用者が死亡した場合に、死亡日を含めて30日を上限として、訪問入浴介護事業所において行っ		平12老企36第2・3(11)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	た看取り期における取組を評価するものです。 　また、死亡前に医療機関へ入院した後、入院先で死亡した場合でも算定可能ですが、その際には、当該訪問入浴介護事業所においてサービスを直接提供していない入院した日の翌日から死亡日までの間は、算定することができません。（したがって、入院した日の翌日から死亡日までの期間が30日以上あった場合には、看取り連携体制加算を算定することはできません。） ② 「利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制」とは、訪問入浴介護事業所が病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（以下、「訪問看護ステーション等」といいます。）と連携し、緊急時の注意事項や利用者の病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの連絡方法や必要に応じて訪問看護等が提供されるよう、サービス提供の日時等に関する取り決めを事前に定めた上で、利用者の状態等に応じて、訪問入浴介護事業所から訪問看護ステーション等へ連絡ができる体制を整えることとします。 ③ 管理者を中心として、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、「看取り期における対応方針」が定められていることが必要であり、同対応方針においては、例えば、次に掲げる事項を含むこととします。 ア　当該事業所における看取り期における対応方針に関する考え方 イ　訪問看護ステーション等との連携体制（緊急時の対応を含みます。） ウ　利用者等との話し合いにおける同意、意思確認及び情報提供の方法 エ　利用者等への情報提供に供する資料及び同意書等の様式 オ　その他職員の具体的対応等 看取り期の利用者に対するケアカンファレンス、看取り期における対応の実践を振り返ること等により、看取り期における対応方針の内容その他看取り期におけるサービス提供体制について、適宜見直しを行ってください。 ⑤ 看取り期の利用者に対するサービス提供においては、次に掲げる事項を介護記録等に記録し、多職種連携のための情報共有を行ってください。 ア　利用者の身体状況の変化及びこれに対する介護についての記録 イ　看取り期におけるサービス提供の各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録 ⑥ 利用者の看取りに関する理解を支援するため、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、随時、介護記録等その他の利用者に関する記録の開示又は当該記録の写しの提供を行う際には、適宜、利用者等に理解しやすい資料を作成し、代替することは差し支えありません。 ⑦ 訪問入浴介護事業所から医療機関へ入院した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能ですが、看取り連携体制は死亡月にまとめて算定することから、利用者側にとっては、訪問入浴介護の利用を終了した翌月についても自己負担を請求されることになります。このため、利用者が入院する際、入院した月の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り連携体制加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくことが必要です。 ⑧ 訪問入浴介護事業所は、入院の後も、家族や入院先の医療機関等との継続的な関わりを持つことが必要です。 なお、情報の共有を円滑に行う観点から、事業所が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、入院の際、本人又は家族に対して説明をし、文書にて同意を得ておくことが必要です。 ⑨ 本人又はその家族に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要です。また、適切な看取り期における取組が行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、本人の状態や、家族に対する連絡状況等について記載しておくことが必要で		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	す。なお、家族が利用者の看取りについてともに考えることは極めて重要であり、事業所は、定期的に連絡を取ることにより、可能な限り家族の意思を確認しながら介護を進めていくことが重要です。 ⑩ 看取り期の利用者に対するサービス提供に当たっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めてください。		
12 サービス提供体制強化加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数を加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 44 単位 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 36 単位 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 12 単位	はい・いいえ・該当なし (加算の種類) Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	平12厚告19別表2ホ
	○ 厚生労働大臣が定める基準 イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 当該事業所の全ての訪問入浴介護従業者に対し、訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含みます。）を実施又は実施を予定していること。 (2) 利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 (3) 当該事業所のすべての訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。 (4) 次のいずれかに適合すること (一) 当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 (二) 当該事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) 当該訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。 ハ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) 次のいずれかに適合すること (一) 当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。		平27厚労告95第5号

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	（二） 当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。		
	※ ① 研修について 訪問入浴介護従業者ごとの「研修計画」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに 訪問入浴介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければなりません。		平12老企36第2・3（12）
	※ ② 会議の開催について 「利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問入浴介護従業者のすべてが参加するものでなければなりません。 なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。会議の開催状況については、その概要を記録しなければなりません。なお、「定期的」とはおおむね1月に1回以上開催されている必要があります。 また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してくださ 「利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければなりません。 ・ 利用者のＡＤＬや意欲 ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・ 家族を含む環境 ・ 前回のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供に当たって必要な事項		
	※ ③ 健康診断について 健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問入浴介護従業者も含めて、少なくとも１年以内ごとに１回、事業主の費用負担により実施しなければなりません。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、当該健康診断等が１年以内に実施されることが計画されていることをもって足りるものとします。		
	※ ④ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除きます）の平均を用いることとします。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含みます。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとします。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであることとします。 なお、介護福祉士又は実務者研修終了者もしくは旧介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とします。		
	※ ⑤ ④のただし書の場合、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算が算定されなくなる状況が生じた旨の届出を提出しなければなりません。		
	※ ⑥ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとします。		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	※　⑦　勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとします。 ※　⑧　同一の事業所において介護予防訪問入浴介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととします。		
13 介護職員等処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ 上記1から12までにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ 上記1から12までにより算定した単位数の1000分の133に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ 上記1から12までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ 上記1から12までにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数 (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 上記1から12までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数 (6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 上記1から12までにより算定した単位数の1000分の85に相当する単位数	はい・いいえ・該当なし (算定している加算の種類) Ⅰイ・Ⅰロ・Ⅱイ・Ⅱロ・Ⅲ・Ⅳ	平12厚告19別表1のチ注1 総合事業実施要綱別記1(6) 平12厚告19別表1のチ注2
	○ 厚生労働大臣が定める基準 イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一)当該指定訪問入浴事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 (二)当該指定訪問入浴事業所において、介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 ② 当該訪問入浴事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。	はい・いいえ・該当なし	平27厚労告95第6(準用第4号イ)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	③　介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 ④　当該訪問入浴事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。 ⑤　算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 ⑥　当該訪問入浴事業所において労働保険料の納付が適正に行われていること。 ⑦　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一)　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含。）を定めていること。 (二)　(一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (三)　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (四)　(三)について、全ての介護職員に周知していること。 (五)　介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六)　(五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ⑧ ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 ⑨　⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 ⑩　訪問入浴費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。		
	ロ　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ①　イ①から⑩までに掲げる基準のいずれかに適合すること。 ②　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一)　公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う「ケアプランデータ連携システム」を利用していること (二)　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第128条第１号イに規定する社会福祉連携推進法人に所属していること。		平27厚労告95第6(準用第4号ロ)
	ハ　介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ イ①から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	はい・いいえ・該当なし	平27厚労告95第6(準用第4号ハ)
	ニ　介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① イ①から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ② ロ②に掲げる基準に適合すること。	はい・いいえ・該当なし	平27厚労告95第6(準用第4号ニ)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	ホ　介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） イ①（一）及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合する。	はい・いいえ ・該当なし	平27厚労告95第6(準用第4号ホ)
	ヘ　介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） イ①（一）、②から⑥まで、⑦（一）から（四）まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ※　介護職員等処遇改善加算の内容については、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和８年３月１３日老発0313第６号）を参照してください。	はい・いいえ ・該当なし	平27厚労告95第6(準用第4号エホ)